

---

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（藤井 要君） 日程第10、議案第41号 松崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（長嶋精一君） 議案第41号 松崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（総務課長 高橋良延君 説明）

- 議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- 5番（深澤 守君） 総務課長、質問じゃないんですけど、この値段表を見るとね、最前線で働いてる人間が低くて、補助内容が・・・。要は、部長だとか団員っていうのは最前線で、活動して、怪我の部分とかそういうものって、すごくリスクが高い訳ですよ。消防団長とか副団長という、言葉悪いですけど、後方にいて怪我をする可能性っていうのは少ない訳じゃないですか。それを考えると、要望っていうか、そういう感じなんですけど、もっと、変な話、逆転でもいいんじゃないかっていう感想もあるんですけど・・・。その辺は、要望っていうのは出せるんでしょうか。国とか県の方に・・・。

- 総務課長（高橋良延君） 大元は国の政令ということで、国の方でこういった制度を固めるということでございます。ただ、その要望ができるかどうかということについては、ちょっと今後、調べさせてください。それが可能であるならばそういった意見があったということは申し上げておきます。

- 議長（藤井 要君） 他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第41号 松崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 11時46分)

---